

競技会における安全対策について

大分県水上スキー連盟にて実施する各競技会は、以下の安全対策事項をキャプテンミーティング時にジャッジ、ドライバー、選手へ都度、周知することとする。

曳航艇/救助艇ドライバーの安全確認

- ① 曳航艇ドライバーは競技コースに侵入する前にボートコースのみならず、スキーヤーの進路に他船の侵入がないことを確認し、競技コースへ侵入する。
- ② 曳航艇ドライバーは競技終了し選手を曳航していない場合、救助艇が選手を救助している可能性を考慮し、選手、救助艇の位置確認を行うこと。
- ③ 救助艇ドライバーは競技水域外にて待機し、常に曳航艇と選手を監視する。
- ④ 救助艇が競技水域へ侵入することができるのは、選手の救助目的とする。
(ア)選手が負傷したと救助艇ドライバーもしくはジャッジが判断し救助する場合
(イ)選手の競技が終了し、選手が水中で待機している場合
- ⑤ 救助艇が救助した選手を送迎する場合は、曳航艇と連絡が確実に取れている場合で、曳航艇が停止しているもしくは、曳航艇が競技コースより離れていく場合を基本とする。
(可能な範囲で速やかにコースより離脱する。)

スキーヤーとジャッジの意志疎通

- ⑥ 採点が決定し、選手に次のパスの資格がない場合、曳航艇のボートジャッジは選手へその旨を手合図などで知らせること。また、次のパスの資格がないことを明確にするため、曳航艇はコースブイ外を走行する。
- ⑦ 選手は、次のパスの資格がない場合で、曳航されている場合、曳航艇の真後ろで待機する。(練習禁止)

以上